



総情術第138号
平成20年12月1日

東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
代表取締役社長 大木 充 殿

総務省 情報流通行政局長
山川 鉄郎



東京スカイツリーへの放送局の無線設備の設置について（要請）

東武タワースカイツリー株式会社が墨田区に建設中の東京スカイツリーについて、本日、貴社から、地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局の無線設備（以下「放送設備」という。）を東京スカイツリーに設置する予定であるとの報告を受けました。

これに関し、平成23年7月の地上デジタルテレビジョン放送への全面移行後、東京スカイツリーに放送設備が設置され、運用が開始された場合、親局たるその放送設備の規模にかんがみれば、他の無線局等に対する電波の混信妨害、ビル等の陰による新たな難視聴、受信アンテナの方向調整等の影響が懸念されるところです。

東京スカイツリーへ放送設備の設置等を行うためには電波法令に基づく手続が必要であり、総務省としては、その申請が出された場合は、法令にのっとり、電波の混信妨害を発生させないかどうか等の観点について厳正に審査を行うこととなります。したがって、混信妨害の対策等が必要な場合には、貴社において責任ある取組を行っていただく必要があります。

また、ビル等の陰による新たな難視聴や受信アンテナの方向調整について対策が必要な場合は、受信者の利益保護の観点から、これらの対策についても貴社において責任ある取組を行っていただくよう要請します。

ついては、下記の事項について平成21年3月末までに報告していただくようお願いいたします。

記

1. 東京スカイツリーへの放送設備の設置等に関する具体的計画（電波法（昭和25年法律第131号）に係る手続の計画を含む。）
2. 東京スカイツリーへの放送設備の設置等によって予測される受信者等への影響の内容、規模及び程度
3. 上記2. の影響に係る貴社の対応策及びその実施計画
4. 上記2. において他の放送事業者の放送局への混信妨害等の影響が見込まれる場合は、当該他の放送事業者との調整計画
5. 上記1. の計画に関連して、地上デジタルテレビジョン放送の親局に係る予備送信所の設置計画の有無